

1. 国際連盟 (League of Nations/Société des Nations)

第一次世界大戦は国際法の歴史においても一大転機となった¹。第一次世界大戦の戦後処理の一環として、国際連盟が創設された。「[国際連盟規約](#)」(リンク先の条文は 1924 年の改正を含む)とは、すなわち、[ヴェルサイユ条約の第一部](#)のことである²。

連盟規約を見れば判るように、国際連盟はかなり広範な権限と複雑な組織構造とを有する³。このような存在は、国家以外の法主体を認めてこなかったそれまでの国際法学にとって当惑の種であった。たとえば、19 世紀末から第一次世界大戦までの代表的国際法学者である Lassa Oppenheim は、このような連合体(union)はこれまでに存在したことがなく、超国家でも国家連合⁴でも同盟でもなく、全く特殊(*sui generis*)であって、組織化された国際社会そのものとみるべき、と主張した⁵。もちろん、連盟が国際社会そのものというのはいかにも無理である⁶と共に、それが *sui generis* であるというのは説明の放棄に他ならない。そこで、「国際法主体である国家連合」⁷であるとか、「法人たる国家から構成される法人」⁸であるとか説明された。

国際連盟の目的と法的性質とを理解するため、連盟規約を参照しながら(講義には必ず連盟規約を持参すること)、次の問について考えてきて頂きたい。

¹ 第一次世界大戦は、世界史をヨーロッパを中心とする視点から見れば、第二次世界大戦以上のインパクトを持っている。日本から見た場合になかなか理解しにくいそのインパクトを理解する手助けとして、何よりもまず人文研の 2 つのシリーズがある。山室信一他(編)『現代の起点 第一次世界大戦 第 1 巻～第 4 巻』(岩波書店、2014 年)、京都大学人文科学研究所『レクチャー 第一次世界大戦を考える 1-14』(人文書院、2010-14 年)。さらに、中西寛「二十世紀国際関係の始点としてのパリ講和会議」法学論叢 128 巻 2 号(1990 年)、129 巻 2 号(1991 年)、ジェイムズ・ジョル『ヨーロッパ 100 年史 1』(みすず書房、1975 年)、モードリス・エクスタインズ『春の祭典』(みすず書房、新版、2009 年)、シュテファン・ツヴァイク『昨日の世界(1)(2)』(みすず書房、1999 年)。

² 国際連盟成立過程(日本の対応も含む)の外交史的分析として、牧野雅彦『ヴェルサイユ条約』(中公新書、2009 年)、篠原初枝『国際連盟』(中公新書、2010 年)。

³ 連盟規約の条文をじっくり読んで理解して頂きたいが、手引きが必要であれば、まず参照すべきは藤田久一『国連法』(東京大学出版会、1998 年)第 1 章第 2 節～第 4 節である。

⁴ 「国家連合」など専門用語の意味が理解できなければ、国際法の教科書や辞書などで調べておくこと。「講義計画」に示してある。

⁵ Lassa Oppenheim, “Le caractère essentiel de la Société des Nations”, *Revue générale de droit international public*, t. 26, 1919, p. 234, pp. 237-239.

⁶ 「連盟規約が創出したのは、国際社会そのもの(*la Société des Nations*)ではなく、ある一つの諸国の集合体(*une Société des Nations*)である。」Georges Scelle, «L'admission des nouveaux membres de la Société des Nations», *Revue générale de droit international public*, t. 28, 1921, p. 122, p. 135.

⁷ P.E. Corbett, “What Is the League of Nations?”, *British Year Book of International Law*, vol. 5, 1924, p. 199, p. 147.

⁸ John Fischer Williams, “The Status of the League of Nations in International Law”, *International Law Association, Report, 34th Conference [1926]*, p. 675, p. 679.

- 理事会(the Council)の構成国は？
- 理事会の任務は？
- 総会(the Assembly)の任務は？
- 総会とは別に理事会が設置された目的は？
- 総会とは別に理事会が設置されことは、国際連盟が「会議体制」と乖離していることを示すか？ その関連で、4 条 5 項 (非理事国の投票権を伴う参加) はどのような意義を有するか？
- 5 条の全会一致規則を考慮すると、国際連盟と「会議体制」とは実質的に同じものだ、と言ってよいか？
- 全会一致の例外にはどのようなものがあるか？
- 6 条は事務局について定める。前回学んだ国際行政連合の事務局とどこが似ていてどこが異なるだろうか？

2. 国際労働機関(ILO)

国際連盟規約がヴェルサイユ条約第 1 部であるのならば、こちらは第 13 部である (現行の ILO 憲章は[こちら](#))。戦後処理の一環として労働問題を扱う機構が創設されたのはなぜだろうか⁹。

機構的側面から国際連盟と ILO とを比較した場合、最も顕著な相違は ILO の三者構成(tripartism)にある。

- ✓ ILO 憲章 3 条 各国代表の構成
- ✓ 同 4 条 国家代表の投票の方法
- ✓ 同 7 条 理事会(the Governing Body)の構成

なぜこのような人数・構成になっているのだろうか。

以上

⁹ ヴェルサイユ平和会議において労働問題が議論されることを日本は全く予想しておらず、その後も右往左往を続ける様子は、吉岡吉典『ILO の創設と日本の労働行政』(大月書店、2009 年)に鮮明にまとめられている。